
秩父市産業支援メール vol.5 (4/19号)

【編集・発行】秩父市役所 産業支援課

※このメールは、配信申込みをいただいた企業の皆様、企業支援機関、関係行政機関、当課職員と名刺交換させていただいた皆様に配信しています。

※配信中止ご希望の方は、件名を「配信中止希望」と明記し、次のアドレスに送信してください。sangyo@city.chichibu.lg.jp

◎秩父市では雇用確保推進奨励金を支給しています！

秩父市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に休業をする場合であっても、労働者の雇用の維持を図ろうとする市内の中小企業者に対し、雇用の安定および事業活動の継続を図るため、奨励金を支給しています。

ぜひご活用ください！

◆対象者：

次の①から③を満たす方

①市内に事業所を有する中小企業者（法人または個人）

②新型コロナウイルス感染症の影響により、「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」について令和3年4月以降分の支給決定を受けた場合対象となります。

※令和2年度にこの奨励金を受給した方でも、令和3年4月以降分の「雇用調整助成金」または「緊急雇用安定助成金」の支給決定を受けた場合対象となります。

③市税等の未納がない方
(徴収猶予の特例が認められている方を含む。)

県内に登記簿上の本店と主たる事業所を有する中小企業者、小規模事業者で、開業後に決算を1期以上行っており、県内で引き続き1年以上事業者を営む者。

◆支給金額：

1事業者一律10万円

◆申請方法：

次の書類をご用意の上、産業支援課へ申請してください。
(HPから電子申請も可能です！)

①奨励金申請書

②「雇用調整助成金」、「緊急雇用安定助成金」の支給決定通知書の写し

またはハローワークが申請を受け付けたことが分かる書類

③通帳コピー（振込先の口座情報が確認できるもの）

▼▼詳しくはこちら(秩父市産業支援課 HP)

<http://www.city.chichibu.lg.jp/5929.html>

【配信登録と解除の方法】

◎件名を「配信（中止）希望」と明記し、下記アドレスに送信してください。

sangyo@city.chichibu.lg.jp

秩父市役所 産業観光部 産業支援課

368-8686 秩父市熊木町8番15号（秩父市歴史文化伝承館3階）

TEL 0494-25-5208 FAX 0494-25-0136

E-mail: sangyo@city.chichibu.lg.jp
